

◎航空業務に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の交換公文

(略称) ソ連邦との航空業務取極

昭和六十年三月六日 モスクワで
昭和六十年三月六日 効力発生
昭和六十年四月二十二日 告示

(外務省告示第一〇六号)

目次

ページ

日本側書簡	一八六三
ソ連側書簡	一八六五

(航空業務に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、千九百八十五年二月五日から九日までモスクワにおいて日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の航空当局の代表団の間で行われた交渉に言及するとともに、日本国政府が航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に従つて指定した航空企業は、千九百八十六年四月一日から千九百八十八年三月三十一日までの間東京から千九百七十三年一月十三日に署名された日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦の航空当局の代表団の間の交渉に関する合意議事録¹(5)に定める第三国内の地点へ(及びその逆方向に)、千九百八十五年二月九日に署名された日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦の航空当局代表団の交渉に関する合意議事録に言及された条件の下で、無着陸シベリア経由便を運営する権利を付与される旨の当該交渉において到達した了解を日本国政府に代わつて確認するとともに、貴官がこの了解をソヴィエト社会主義共和国連邦政府に代わつて確認されることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

昭和六十年三月六日にモスクワで

ソ連邦との航空取極

ソ連邦との航空取極

ソヴィエト社会主義共和国連邦駐在

日本国臨時代理大使 丹波 実

ソヴィエト社会主義共和国連邦

民間航空省第一次官 ベ・イエ・パニョコフ 殿

(訳文)

(ソ連側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、貴官の書簡に言及された了解をソヴィエト社会主義共和国連邦政府に代わつて確認する光栄を有します。本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

昭和六十年三月六日にモスクワで

ソヴィエト社会主義共和国連邦

民間航空省第一次官 ペ・イエ・パニョコフ

ソヴィエト社会主義共和国連邦駐在

日本国臨時代理大使 丹波 実閣下

ソ連邦との航空取極

Москва, 6 марта 1985 года

Господин Временный поверенный в делах,

Имею честь подтвердить получение Вашего письма от сего числа следующего содержания.

(ПИСЬМО ЯПОНСКОЙ СТОРОНЫ)

Настоящим имею честь подтвердить Вам, господин Временный поверенный в делах, от имени Правительства Союза Советских Социалистических Республик договоренность, о которой говорится в Вашем письме.

Примите, господин Временный поверенный в делах, уверения в моем весьма высоком к Вам уважении.

Б. Е. Панков
Первый заместитель Министра
гражданской авиации
Союза Советских
Социалистических Республик

Г-ну Министру Тамба
Временному Поверенному в делах
Япнии в Союзе Советских
Социалистических Республик

(参考)

この取極は、昭和四十一年に署名されたソ連邦との航空協定（昭和四十二年二国間条約集及び条約集一六七四号参照）に従って指定された航空企業が第三国内の地点へ無着陸シベリア經由便を運営する権利を付与されることについての了解を確認したものである。